

岐阜県公報

目次

告示

- 道路の区域変更 (道路維持課) 四〇九^ハ
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 四〇九
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正 (同) 四一〇
- 土砂災害警戒区域の指定 (同) 四一〇
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (同) 四二二
- 都市計画ごみ焼却場事業の認可 (都市政策課) 四二五
- 落札者等に関する公示 (管財課) 四二五
- 県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定 (農地整備課) 四二六
- 県営土地改良事業の換地処分 (同) 四二六
- 土地改良区役員の退任及び就任 (飛騨農林事務所) 四二六

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

告示

岐阜県告示第三百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年十月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十月七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	三三三三号	揖斐郡揖斐川町北方字城山二二九一番九地先地内	前 後	二七 ^丁 二七 ^丁 二九 ^丁	九 ^六 九 ^六	

岐阜県告示第三百五十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年十月七日

第三百三十八号
令和四年十月七日

(金曜日)

令和四年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

反保	次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 高山市久々野町久々野	一三三三九番 一三三一九番 一三三三三番一 一三三三三番一 一三三三三番一 一三三三三番一	一号 一号 三号及び四号 五号 六号
----	---	--	--------------------------------

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百五十八号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和五十八年岐阜県告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

令和四年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

松倉	次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 高山市上岡本町四丁目	二九番 一一九番一 五五八番 一七一番一 八一番 七四番一 七一番 六七番 三七番	一号 二号から六号まで 七号 八号 九号 十号 十一号 十二号 十三号
----	--	---	---

岐阜県告示第三百五十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
河合 3	恵那市笠置町河合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
姫栗 1	恵那市笠置町姫栗	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
道木 1	恵那市笠置町河合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
加須里 7	恵那市笠置町姫栗	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中切 5	恵那市笠置町姫栗	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺田 3	恵那市笠置町姫栗	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
棚杭 1	恵那市笠置町毛呂窪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三共 1	恵那市三郷町佐々良木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三共 2	恵那市三郷町佐々良木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中組 1	恵那市三郷町佐々良木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中組 2	恵那市三郷町佐々良木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伊保中切 3	恵那市三郷町佐々良木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大井町 2	恵那市大井町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大井町 3	恵那市大井町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大井町 4	恵那市大井町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大井町 5	恵那市大井町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

上野 1	深萱 1	田尻 1	沖之洞 4	上之洞 4	上之洞 3	上之洞 2	上之洞 1	瀬々良瀬 4	沖之洞 3	沖之洞 2	沖之洞 1	瀬々良瀬 3	山足 2	小僧屋敷 1	山足 1	竹折 3	沢尻 8	沢尻 7	南 11	五明 8	五明 7	五明 6	西山 12	西山 11	西山 10
恵那市武並町竹折	恵那市武並町藤	恵那市武並町藤	恵那市武並町藤	恵那市武並町藤	恵那市武並町藤	恵那市武並町藤	恵那市武並町藤	恵那市武並町藤	恵那市武並町藤	恵那市武並町藤	恵那市武並町藤	恵那市武並町藤	恵那市武並町藤	恵那市武並町藤	恵那市武並町藤	恵那市武並町竹折	恵那市飯地町	恵那市飯地町	恵那市飯地町	恵那市飯地町	恵那市飯地町	恵那市飯地町	恵那市飯地町	恵那市飯地町	恵那市飯地町
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百六十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

中切 3	恵那市武並町竹折	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宿 1	恵那市武並町竹折	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新竹折 1	恵那市武並町新竹折	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
毛呂窪 1 溪流	恵那市笠置町毛呂窪	次の図のとおり	土石流
椋実 1 溪流	恵那市三郷町椋実	次の図のとおり	土石流
椋実 4 溪流	恵那市三郷町椋実	次の図のとおり	土石流
椋実 2 溪流	恵那市三郷町椋実	次の図のとおり	土石流
椋実 3 溪流	恵那市三郷町椋実	次の図のとおり	土石流
中野方町 1 溪流	恵那市中野方町	次の図のとおり	土石流
中野方町 2 溪流	恵那市中野方町	次の図のとおり	土石流
中野 1 溪流	恵那市長島町中野	次の図のとおり	土石流
中野 2 溪流	恵那市長島町中野	次の図のとおり	土石流
永田 1 溪流	恵那市長島町永田	次の図のとおり	土石流
藤 1 溪流	恵那市武並町藤	次の図のとおり	土石流
藤 2 溪流	恵那市武並町藤	次の図のとおり	土石流
竹折 1 溪流	恵那市武並町新竹折	次の図のとおり	土石流

中野方町 1 溪流	恵那市中野方町	次の図のとおり	土石流
中野方町 2 溪流	恵那市中野方町	次の図のとおり	土石流
中野 1 溪流	恵那市長島町中野	次の図のとおり	土石流
中野 2 溪流	恵那市長島町中野	次の図のとおり	土石流
藤 1 溪流	恵那市武並町藤	次の図のとおり	土石流
竹折 1 溪流	恵那市武並町新竹折	次の図のとおり	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、高山都市計画ごみ焼却場事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
高山市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
高山都市計画ごみ焼却場事業 一号 高山市資源リサイクルセンターごみ焼却場
- 三 事業施行期間
令和四年十月七日から
令和八年二月二十八日まで
- 四 事業地
取用の部分 岐阜県高山市三福寺町地内
使用の部分 なし

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和四年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達する役務の名称及び数量 岐阜県新庁舎清掃業務（行政棟） 一式
 - 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 3 入札公告を行った日 令和 4 年 7 月 25 日
 - 4 落札者を決定した日 令和 4 年 9 月 5 日
 - 5 落札者の住所及び氏名 羽島市丹穂町宮北一丁目 63 番地
大和商事株式会社
代表取締役 津田 俊章
 - 6 落札金額 88,000,000 円
 - 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県総務部官財課新庁舎運用係
(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目 1 番 1 号
- 落札者等に関する公示
- 岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。
- 令和四年十月七日
- 岐阜県知事 古 田 肇
- 1 調達する役務の名称及び数量 岐阜県新庁舎清掃業務（議会棟） 一式
 - 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 3 入札公告を行った日 令和 4 年 7 月 25 日

4 落札者を決定した日 令和 4 年 9 月 5 日
 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市宇佐南四丁目 8 番 16 201号
 昭和雑物管理株式会社 岐阜支店
 取締役支社長 戸谷 勝洋

6 落札金額 11,583,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県総務部管財課新庁舎運用係
- (2) 所在地 岐阜市飯田南二丁目 1 番 1 号

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急防災工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
平 曾 地 区	美 濃 市 役 所	令和 四・一〇・一七から 一一・一八まで

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業瑞浪中部地区鶴城工区の換地処分を令和四年九月二十六日にしたので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

令和四年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和四年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
土 地 改良区	令和 四・九・一七	理事	大林 隆夫	高山市上宝町宮原 三八〇番地
高 原 土 地 改良区	令和 四・九・一七	同	小林 達樹	吉野 二七七番地
		同	下 仲 博 行	本 郷 二九六番地
		同	池 田 光 彦	在 家 一八一番地二
		同	南 野 忠 司	飛 驒 市 神 岡 町 野 首 四四番地
		同	三 坂 欣 之	小 董 一六七番地
		同	上 葛 圭 司	一八六番地
		監 事	松 田 廣 昭	高 山 市 上 宝 町 本 郷 七八一番地一
		同	西 野 弘 一	見 座 二五九番地
		同	松 葉 喜 代 子	飛 驒 市 神 岡 町 東 雲 五四番地

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
土 地 改良区	令和 四・九・一八	理事	小林 達樹	高山市上宝町吉野 二七七番地
高 原 土 地 改良区	令和 四・九・一八	同	川 幅 浩 司	本 郷 二五二番地
		同	和 仁 裕 一	在 家 一四六二番地
		同	大 林 隆 夫	宮 原 三八〇番地

同	同	監事	同	同	同
中野俊治	冲本善信	松田廣昭	冲秀喜	下方好博	南野忠司
飛驒市神岡町東雲	同 見座	高山市上宝町本郷	同 小萱	同	飛驒市神岡町野首
八七二番地一	一九七番地	七八一番地一	二二二四番地二	一九九番地	四四番地

令和四年十月七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社